

京丹後市アウトソーシング推進計画（素案）

平成17年12月

京 丹 後 市

目 次

1 行財政改革の取り組みとアウトソーシング推進計画の位置づけ	1
2 アウトソーシング推進計画策定の基本的な考え方	1
3 アウトソーシング推進計画の進行管理	2
4 推進プログラム	4
(1) 民営化・民間移譲に取り組むもの	5
(2) 民間委託に取り組むもの	5
(3) 人材派遣による業務執行に取り組むもの	10
(4) 指定管理者制度による施設管理運営に取り組むもの	13
(5) 直営で管理運営を行う施設であっても、業務委託に取り組むもの	18
(6) その他、効率的・効果的な業務執行に向けて取り組むもの	18
【資料】	
京丹後市アウトソーシング推進に関する指針	20

1 行財政改革の取り組みとアウトソーシング推進計画の位置づけ

本市では、新たな行財政のしくみをつくり、持続可能で安定的な行財政運営を行うことを目標として、平成 17 年 10 月に、平成 21 年度までを目標とする「京丹後市行財政改革推進計画（集中改革プラン）」（以下「集中改革プラン」という。）を策定した。

また、「集中改革プラン」を強力に実行していくため、「財政健全化指針」「定員適正化計画」「アウトソーシング推進に関する指針（以下「アウトソーシング指針」という。）」「補助金の見直し指針」「会館等公共施設の見直し指針」「組織・機構編成方針」の 6 指針等も併せて策定した。

「アウトソーシング推進計画」は、「集中改革プラン」を具体化する個別計画のひとつとして位置づけ、その性質上「財政健全化指針」及び「定員適正化計画」と整合を図りながら、職員数の削減と歩調を合わせ、行財政改革の着実な成果をあげていくために策定するものである。

計画期間は、「集中改革プラン」と同様、平成 17 年度から平成 21 年度の 5 年間とし、すでに従来から取り組んでいるものや、現在、具体的な検討作業に入っているものも含めるとともに、計画期間以降についても、可能な限り中長期的な方向性を明らかにするものとする。

2 アウトソーシング推進計画策定の基本的な考え方

「定員適正化計画」では、職員総数を平成 17 年度から平成 21 年度末までに 230 人削減していく計画であるが、職員数の削減による行政サービスの低下を防ぎ、また、これまで行政が行ってきた業務を地域市場へ開放し、地域経済の活性化に寄与するため、アウトソーシングを推進する。

このため、「アウトソーシング指針」に基づき、「民間に任せようが効率的・効果的に業務執行できるものは民間に任せる」という考え方のもと、全ての事務事業についてゼロベースで見直し、市職員はコアコンピタンスに集中することを基本に、対象業務を検討する。

コアコンピタンス（core competence）とは

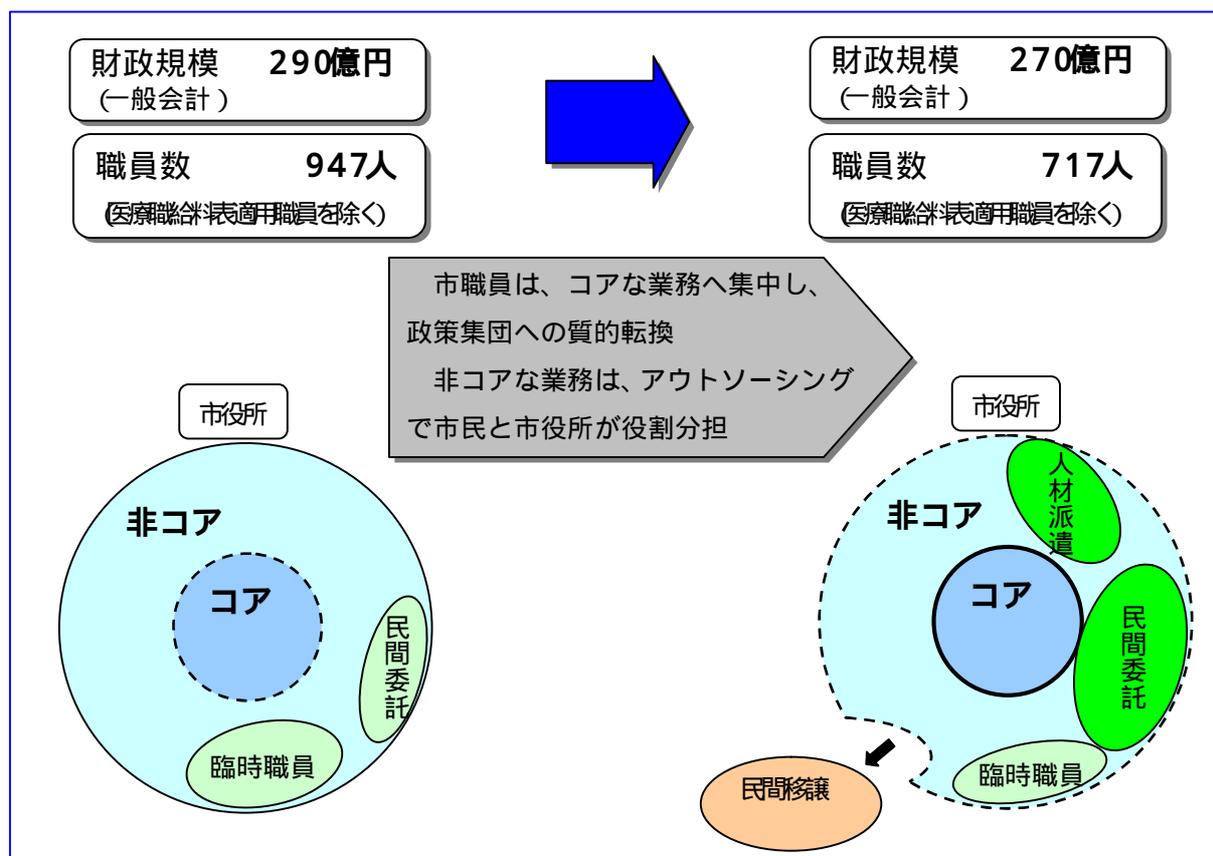
直訳すると、「Core=核」「Competence=能力」であり、文字どおり「核となる能力」という意味で、企業では、競争力を高めるための本質的な「強み」のことをいう。

地方自治体においても、財政状況の厳しさが増す中、選択と集中による資源の配分が求められていることから、ここでは、「行政職員でなければ果たせない能力」と定義することとする。

本市では、「アウトソーシング推進に関する指針」において、市が実施主体となる必要のある業務として次の要件を定めており、これに該当する業務が行政のコアコンピタンスを発揮して執行する業務の代表的なものと考えられる。

- (1) 法令上行政職員が直接実施することとされているもの
- (2) 許認可等の公権力の行使に該当するもの
- (3) 政策・施策の企画立案・調整・決定など市自ら判断する必要があるもの
- (4) 公平・公正の確保、個人情報保護のため市が自ら実施すべきもの

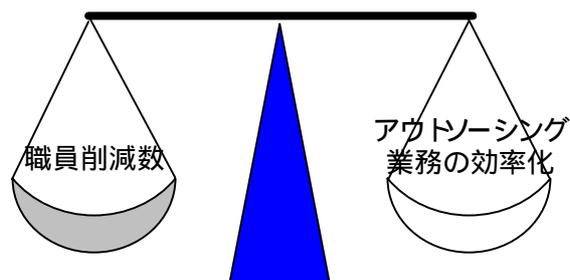
【アウトソーシングによる改革のイメージ】



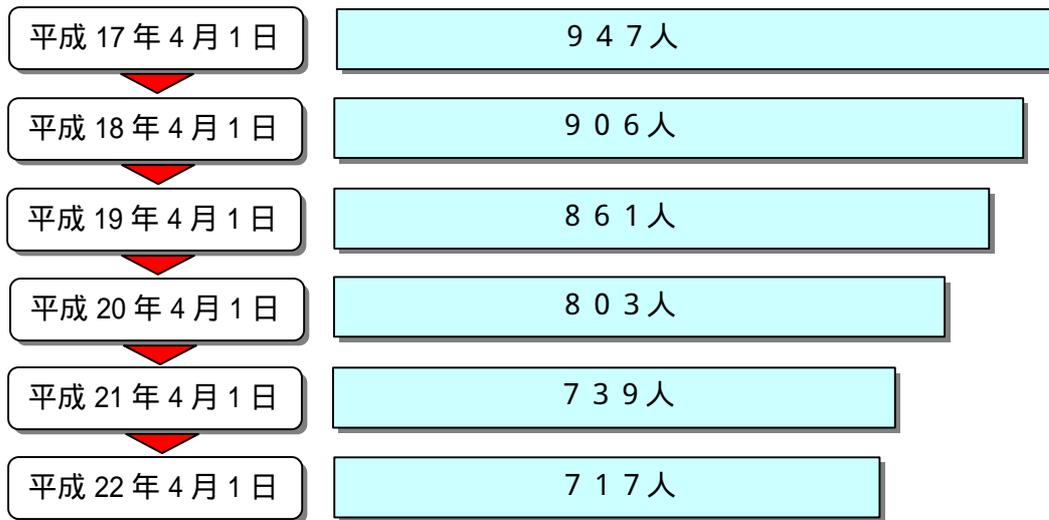
3 アウトソーシング推進計画の進行管理

冒頭で説明したように、アウトソーシング推進計画は、財政健全化及び定員適正化の進捗状況に応じて、アウトソーシングを拡大していくものであるが、どの部門の職員が減少していくのか定かでない現時点においては、アウトソーシング業務を洗い出し、確定することは困難である。したがって、今回、本計画に示した業務は、当面アウトソーシングが予定されるものであって、平成21年度までに実施すべき全てのアウトソーシング業務を示すまでに至っていない。

このため、本計画は毎年の見直しを行うこととし、各年度の退職者数との整合を図るとともに、行政評価による事務事業の見直し、組織・機構改革等による効率化をあわせ行いながら、アウトソーシングが必要な業務量を部門ごとに検証し、できる限り職員の過不足を生じさせることなく着実に推進することとする。



定員適正化の目標



4 推進プログラム

アウトソーシング業務を次の項目に区分し、計画的に推進することとする。

- (1) 民営化・民間移譲に取り組むもの
- (2) 民間委託に取り組むもの
- (3) 人材派遣による業務執行に取り組むもの
- (4) 指定管理者制度による施設管理運営に取り組むもの
- (5) 直営で管理運営を行う施設であっても、業務委託に取り組むもの
- (6) その他、効率的・効果的な業務執行に向けて取り組むもの

【プログラムの実施時期については、以下により表記】



実施の可否、あるいは具体的実施内容等についての検討。
(準備期間も含む)



取り組みの目標が概ね達成できるもの。また実施に向けた試行期間も含む。



複数年にわたって、徐々に充実・拡大に向けて取り組む。



期間を定めて、試験的・モデル的に実施し、その結果を検証し、本格実施に取り組む。

(1) 民営化・民間移譲に取り組むもの

1 - 1	民間移譲・民営化	実施時期				
業 務 名	共同募金業務	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
所 管	保健福祉部 生活福祉課		実施			
業 務 内 容	共同募金一般事務					
計画の概要	社会福祉協議会の理解を得て、業務移管する。					

1 - 2	民間移譲・民営化	実施時期				
業 務 名	水産物加工処理施設管理運営業務	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
所 管	商工観光水産部 水産課	実施				
業 務 内 容	丹後シーフーズの管理及び運営					
計画の概要	丹後町漁業協同組合へ移譲する。					

1 - 3	民間移譲・民営化	実施時期				
業 務 名	水産物直売施設管理運営業務	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
所 管	商工観光水産部 水産課	実施				
業 務 内 容	袖志海産物直売所の管理及び運営					
計画の概要	丹後町漁業協同組合へ移譲する。					

1 - 4	民間移譲・民営化	実施時期				
業 務 名	ひらめ中間育成施設管理運営業務	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
所 管	商工観光水産部 水産課		検討	実施		
業 務 内 容	久美浜栽培漁業センターの管理及び運営					
計画の概要	施設運営のあり方について検討し、漁協統合後に移譲を進める。					

1 - 5	民間移譲・民営化	実施時期				
業 務 名	水産物直売施設管理運営業務	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
所 管	商工観光水産部 水産課	実施				
業 務 内 容	久美浜マリンプラザの管理及び運営					
計画の概要	湊漁業協同組合へ移譲する。					

1 - 6	民間移譲・民営化	実施時期				
業 務 名	集落集会施設管理運営業務	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
所 管	全課					
業 務 内 容	旧町で設置され、実質集落の集会所である施設の管理運営					
計画の概要	自治会へ管理運営全般を移譲する。					

(2) 民間委託に取り組むもの

2 - 1	民間委託	実施時期				
業 務 名	市議会議事録作成業務	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
所 管	議会事務局					
業 務 内 容	委員会のテープおこし及び会議録の作成					
計画の概要	試験的に市民グループ等への委託を行い、検証した上で、現在業者委託を行っている本会議についても検討する。(本会議は民間法人へ委託済み)					

2 - 2	民間委託	実施時期				
業 務 名	広報紙作成業務	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
所 管	企画政策部 秘書広報課					
業 務 内 容	広報紙の取材、記事作成、レイアウト、印刷製本、配送					
計画の概要	企画編集業務は直営で行うこととし、広報紙の作成業務全般を民間法人等に委託する。(印刷製本、配送業務は委託済み)					

2 - 3	民間委託	実施時期				
業 務 名	文化のまちづくり業務	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
所 管	企画政策部 企画推進課					
業 務 内 容	オペラ、能等文化振興イベントの開催					
計画の概要	イベントの企画運営及び実行委員会運営を市民団体等に委託する。					

2 - 4	民間委託	実施時期				
業 務 名	国際化・人材交流推進業務	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
所 管	企画政策部 企画推進課					
業 務 内 容	外国人研修職員の研修企画及び実施					
計画の概要	国際交流市民組織を育成し、委託する。					

2 - 5	民間委託	実施時期				
業 務 名	国際化 都市交流推進業務	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
所 管	企画政策部 企画推進課			実施		
業 務 内 容	中国 亳州市との交流					
計画の概要	歓迎行事及び訪問旅行の企画及び実施を民間法人に委託する。					

2 - 6	民間委託	実施時期				
業 務 名	地域公共ネットワーク維持管理業務	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
所 管	企画政策部 情報システム課				実施	
業 務 内 容	イントラネット機器の維持管理 運用及び利用者対応					
計画の概要	機器管理は民間法人へ委託し、利用者からの問い合わせ対応は、府下市町村合同コールセンターを設置し、共同アウトソーシングを行う					

2 - 7	民間委託	実施時期				
業 務 名	市ホームページ管理運用業務	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
所 管	企画政策部 情報システム課			実施		
業 務 内 容	システム及び運用管理					
計画の概要	情報アップは各課直営とし、システム管理及び技術指導業務を民間法人等へ委託する。					

2 - 8	民間委託	実施時期				
業 務 名	行政業務システム利用支援業務	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
所 管	企画政策部 情報システム課					実施
業 務 内 容	業務システムの利用者支援					
計画の概要	府下市町村合同コールセンターを設置し、共同アウトソーシングを行う					

2 - 9	民間委託	実施時期				
業 務 名	行政業務システム維持管理業務	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
所 管	企画政策部 情報システム課		実施			
業 務 内 容	庁内 LAN及び機器の移設、情報機器の障害受付、復旧対応					
計画の概要	即時対応を条件とし、民間法人等へ委託する。					

2 - 1 0	民間委託	実施時期				
業 務 名	市マイクロバス管理業務	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
所 管	総務部 総務課					
業 務 内 容	マイクロバスの貸出受付及び運転代行					
計画の概要	現在は運転業務を委託しているが、車両管理業務を含めて民間法人等へ委託する。					

2 - 1 1	民間委託	実施時期				
業 務 名	市長車管理運転業務	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
所 管	総務部 総務課					
業 務 内 容	市長車の管理及び運転					
計画の概要	担当職員が退職後は、運転業務を民間法人等へ委託する。					

2 - 1 2	民間委託	実施時期				
業 務 名	文書配布 配送業務	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
所 管	総務部総務課 全課					
業 務 内 容	文書等の受領 発送及び庁舎間の配送					
計画の概要	文書管理システムの府下共同導入が予定されていることから、受付 発送業務を含めた包括的業務を民間法人等へ委託する。					

2 - 1 3	民間委託	実施時期				
業 務 名	臨時職員任用等業務	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
所 管	総務部職員課 全課					
業 務 内 容	臨時職員 非常勤職員の任用、労務管理業務					
計画の概要	各課で行っている業務を集約し、一括して民間法人等へ委託する。					

2 - 1 4	民間委託	実施時期				
業 務 名	斎場管理運営業務	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
所 管	生活環境部 環境推進課					
業 務 内 容	新斎場の業務運営開始時における施設管理及び運営					
計画の概要	新斎場の建設にあたっては、P F I 及び指定管理者制度を含めて、最も効率的な手法を検討し、民間活力の活用を進める。					

2 - 1 5	民間委託	実施時期				
業 務 名	老人クラブ支援業務	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
所 管	保健福祉部 高齢者福祉課					
業 務 内 容	老人クラブの事務局業務及び活動支援業務					
計画の概要	当面は、市民活動支援センターへの委託とし、将来はクラブの自主運営を目指す。					

2 - 1 6	民間委託	実施時期				
業 務 名	学童保育運営業務	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
所 管	保健福祉部 子育て支援課					
業 務 内 容	放課後児童クラブの運営					
計画の概要	現在は、大宮町で社会福祉協議会へ委託しているが、一括して社会福祉協議会等へ運営を委託する。					

2 - 1 7	民間委託	実施時期				
業 務 名	水難対策業務	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
所 管	商工観光水産部 観光振興課					
業 務 内 容	海水浴場の水難監視					
計画の概要	観光協会統合後に委託する。					

2 - 1 8	民間委託	実施時期				
業 務 名	観光宣伝業務	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
所 管	商工観光水産部 観光振興課					
業 務 内 容	広告、看板、イベント等情報発信					
計画の概要	観光協会統合後に委託する。					

2 - 1 9	民間委託	実施時期				
業 務 名	給食調理業務	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
所 管	教育委員会 学校教育課					
業 務 内 容	学校及び給食センターの給食調理					
計画の概要	職員の退職に応じて、順次民間法人等へ委託を行う。					

2 - 2 0	民間委託	実施時期				
業 務 名	ウエスタンリーグ業務	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
所 管	教育委員会 社会教育課			実施		
業 務 内 容	ウエスタンリーグ公式戦関連業務					
計画の概要	市野球協会へ委託する。					

2 - 2 1	民間委託	実施時期				
業 務 名	会議録テープおこし業務	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
所 管	全課			テスト		
業 務 内 容	各種会議のテープ起し					
計画の概要	市民グループ、NPO等へ委託する。					

2 - 2 2	民間委託	実施時期				
業 務 名	財務会計処理業務	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
所 管	全課			検討	実施	
業 務 内 容	調定・支出伝票の起票					
計画の概要	各課で行っている調定・支出伝票の起票処理を集中して一括処理する。					

(3) 人材派遣による業務執行に取り組むもの

3 - 1	人材派遣	実施時期				
業 務 名	債権者登録・管理事務	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
所 管	会計課					実施
業 務 内 容	債権者の新規登録及び登録データの変更・更新					
計画の概要	町村会等広域的な受け入れ先の整備が整い次第、人材派遣により対応する。					

3 - 2	人材派遣	実施時期				
業 務 名	代表電話の取次業務	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
所 管	総務部 総務課			実施		
業 務 内 容	代表番号の電話対応及び取次ぎ					
計画の概要	人材派遣により対応する。					

3 - 3	人材派遣	実施時期				
業 務 名	選挙準備及び投開票業務	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
所 管	総務部 総務課					
業 務 内 容	事前準備事務及び投開票所の事務員確保					
計画の概要	人材派遣により対応する。					

3 - 4	人材派遣	実施時期				
業 務 名	市税収納管理業務	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
所 管	総務部 税務課					
業 務 内 容	市税集合納税通知 納付書作成及び発送					
計画の概要	現在の臨時職員等による業務を、人材派遣により対応する。					

3 - 5	人材派遣	実施時期				
業 務 名	市民税・府民税賦課資料入力業務	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
所 管	総務部 税務課					
業 務 内 容	給与支払報告書・公的年金報告書の入力・整理					
計画の概要	現在の臨時職員等による業務を、人材派遣により対応する。					

3 - 6	人材派遣	実施時期				
業 務 名	市民税共通賦課資料入力業務	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
所 管	総務部 税務課					
業 務 内 容	給与支払報告書・公的年金報告書の入力・整理					
計画の概要	現在の臨時職員等による業務を、人材派遣により対応する。					

3 - 7	人材派遣	実施時期				
業 務 名	法人市民税業務	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
所 管	総務部 税務課					
業 務 内 容	申告書入力(賦課作業) 申告催告及び滞納の督促 納付文書発送等					
計画の概要	現在の臨時職員等による業務を、人材派遣により対応する。					

3 - 8	人材派遣	実施時期				
業 務 名	償却資産申告書入力業務	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
所 管	総務部 税務課			実施		
業 務 内 容	償却資産申告書電算入力作業					
計画の概要	現在の臨時職員等による業務を、人材派遣により対応する。					

3 - 9	人材派遣	実施時期				
業 務 名	給付明細 (レセプト)点検業務	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
所 管	生活環境部 医療保険課			実施		
業 務 内 容	レセプトの資格・内容点検					
計画の概要	現在の臨時職員等による業務を、人材派遣により対応する。					

3 - 10	人材派遣	実施時期				
業 務 名	第三者求償事務	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
所 管	生活環境部 医療保険課			実施		
業 務 内 容	診療報酬明細書の内、交通事故によるものの抽出及び保険会社への求償					
計画の概要	人材派遣により対応する。					

3 - 11	人材派遣	実施時期				
業 務 名	通知書発送業務	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
所 管	生活環境部 医療保険課			実施		
業 務 内 容	国保、老健(国保分)は、国保連合会で作成したものを発送。老健(社保)は、作成及び発送					
計画の概要	現在の臨時職員等による業務を、人材派遣により対応する。					

3 - 12	人材派遣	実施時期				
業 務 名	介護保険料賦課 徴収業務	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
所 管	保健福祉部 高齢者福祉課			実施		
業 務 内 容	通知書等発送事務(年次) 納付書発送事務等					
計画の概要	現在の臨時職員等による業務を、人材派遣により対応する。					

3 - 1 3	人材派遣	実施時期				
業 務 名	保育所運營業務	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
所 管	保健福祉部 子育て支援課					
業 務 内 容	保育 給食調理業務					
計画の概要	保育士及び給食調理員の退職に当たっては、保育所統合による正職員の適正配置を進めるとともに、不足部分は人材派遣又は臨時職員により対応する。					

3 - 1 4	人材派遣	実施時期				
業 務 名	出納業務	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
所 管	上下水道部 水道課					
業 務 内 容	収入・支出事務処理データ入力、日次・月次・年次処理					
計画の概要	人材派遣により対応する。					

3 - 1 5	人材派遣	実施時期				
業 務 名	水道料金収納業務	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
所 管	上下水道部 水道課					
業 務 内 容	開栓・閉栓、検針、収納業務					
計画の概要	市民局からの業務移管に伴い、水道課に「水道料金お客様センター」を設置し、当面は正職員及び臨時職員にて対応し、経年経過にて派遣職員等に切替え、将来は外部委託を行う					

3 - 1 6	人材派遣	実施時期				
業 務 名	下水道料金業務	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
所 管	上下水道部 下水道課					
業 務 内 容	分担金・下水道料金に関する事務					
計画の概要	人材派遣により対応する。					

3 - 1 7	人材派遣	実施時期				
業 務 名	学校用務員業務	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
所 管	教育委員会 学校教育課					
業 務 内 容	学校管理作業及び雑務					
計画の概要	職員の退職にあたっては、他部局からの配置換えも視野に入れつつ、当面は人材派遣により対応する。					

(4) 指定管理者制度による施設管理運営に取り組むもの

4 - 1	指定管理者制度	実施時期				
業 務 名	高齢者福祉施設管理運営業務	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
						
施設名称		所在地			所管	
京丹後市網野高齢者すこやかセンター		網野町木津 819 番地の 1			高齢者福祉課	
京丹後市網野社会参加交流ハウス		網野町網野 207 番地			高齢者福祉課	
京丹後市浜詰ふれあいセンター		網野町浜詰 336 番地			高齢者福祉課	
京丹後市丹後老人福祉センター 松風苑		丹後町間人 545 番地の 1			高齢者福祉課	
京丹後市弥栄生きがい交流センター		弥栄町野中 2247 番地			高齢者福祉課	
京丹後市やさか老人保健施設 ふくじゅ		弥栄町溝谷 5422 番地の 1			高齢者福祉課	
京丹後市久美浜町佐濃デイサービスセンター		久美浜町竹藤 40 番地			高齢者福祉課	

4 - 2	指定管理者制度	実施時期				
業 務 名	集落集会施設管理運営業務	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
						
施設名称		所在地			所管	
京丹後市三坂地区多目的集会施設		大宮町三坂 84 番地			企画推進課	
京丹後市口大野地区多目的集会施設		大宮町口大野 625 番地			企画推進課	
京丹後市俵野地区多目的集会施設		網野町俵野 158 番地			企画推進課	
京丹後市岩木多目的集会施設		丹後町岩木 955 番地			企画推進課	
京丹後市竹野多目的集会施設		丹後町竹野 1026 番地			企画推進課	
京丹後市井上多目的集会施設		丹後町井上 84 番地			企画推進課	
京丹後市上野多目的集会施設		丹後町上野 402 番地の 1			企画推進課	
京丹後市岡成多目的集会施設		丹後町間人 1846 番地の 1			企画推進課	
京丹後市小泊・向地多目的集会施設		丹後町間人 2401 番地の 1			企画推進課	
京丹後市平高齢者多目的集会施設		丹後町平 780 番地			企画推進課	
京丹後市谷内多目的集会施設		丹後町谷内 312番地			企画推進課	
京丹後市中浜多目的集会施設		丹後町中浜 816番地			企画推進課	
京丹後市五十河地区基幹集落センター		大宮町延利 414 番地の 1			企画推進課	
京丹後市砂方集落センター		丹後町間人 4662 番地の 1			企画推進課	
京丹後市野間基幹集落センター		弥栄町野中 2245 番地の 1			企画推進課	
京丹後市五箇地区基幹集落センター		峰山町二箇 245 番地			企画推進課	
京丹後市新治構造改善センター		峰山町新治 456 番地の 4			企画推進課	
京丹後市長岡集落センター		峰山町長岡 95 番地			企画推進課	

京丹後市仲禅寺集会所	網野町仲禅寺 652 番地	企画推進課
京丹後市生野内集会所	網野町生野内 455 番地	企画推進課
京丹後市塩江コミュニティ広場	網野町塩江 1011 番地の 2	企画推進課
京丹後市磯集会所	網野町磯 1805 番地	企画推進課
京丹後市磯コミュニティ広場	網野町磯 1651 番地	企画推進課
京丹後市橋木区集会施設	峰山町字橋木 986 番地の 1	企画推進課
京丹後市堤集会施設	弥栄町堤 278 番地	企画推進課
京丹後市溝谷集会施設	弥栄町溝谷 3651 番地の 5	企画推進課
京丹後市外村集会施設	弥栄町溝谷 1173 番地	企画推進課
京丹後市等楽寺集会施設	弥栄町等楽寺 306 番地	企画推進課
京丹後市小田集会施設	弥栄町小田 338 番地の 1	企画推進課
京丹後市和田野集会施設	弥栄町和田野 558 番地	企画推進課
京丹後市野中集会施設	弥栄町野中 1993 番地の 1	企画推進課
京丹後市吉野集会施設	弥栄町須川 3477 番地の 1	企画推進課
京丹後市須川集会施設	弥栄町須川 417 番地	企画推進課
京丹後市中山集会施設	弥栄町野中 161 番地	企画推進課
京丹後市中津・田中集会施設	弥栄町野中 1608 番地の 1	企画推進課
京丹後市高齢者いきいき創造センター	峰山町室 19 番地の 1	企画推進課
京丹後市老人いこいの家	峰山町泉 1171 番地の 3	企画推進課
京丹後市浜詰農業団地センター	網野町浜詰 45 番地	企画推進課
京丹後市吉永生活改善センター	丹後町吉永 377 番地の 1	企画推進課
京丹後市中野生活改善センター	丹後町中野 242 番地	企画推進課
京丹後市乗原生活改善センター	丹後町此代 77 番地	企画推進課
京丹後市遠下生活改善センター	丹後町遠下 580 番地	企画推進課
京丹後市三宅生活改善センター	丹後町三宅 23 番地の 1	企画推進課
京丹後市大山生活改善センター	丹後町大山 924 番地の 1	企画推進課
京丹後市矢畑農事集会所	丹後町矢畑 811 番地	企画推進課
京丹後市古間区民センター	丹後町間人 3259 番地	企画推進課
京丹後市高齢者等活性化センター (鞍内ふれあいセンター)	丹後町鞍内 391 番地	企画推進課
京丹後市是安農林漁家 婦人活動促進施設	丹後町是安 12 番地の 2	企画推進課
京丹後市成願寺女性 若者等活動促進施設	丹後町成願寺 1209 番地の 1	企画推進課
京丹後市島津勤労者と子どものセンター	網野町島津 135 番地	商工振興課
京丹後市小浜勤労者と子どものセンター	網野町小浜 535 番地の 1	商工振興課

4 - 3		指定管理者制度		実施時期				
業 務 名	市多目的集会施設管理運営業務	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度		
				実施				
施設名称		所在地			所管			
京丹後市弥栄機業センター		弥栄町和田野 983 番地			商工振興課			
京丹後市久美浜公会堂		久美浜町 3131 番地の 2			企画推進課			
京丹後市久美浜婦人センター		久美浜町口馬地 79 番地の 2			企画推進課			
京丹後市久美浜林業センター		久美浜町金谷 942 番地の 1			企画推進課			
京丹後市久美浜農業センター		久美浜町橋爪 673 番地			企画推進課			
京丹後市久美浜機業センター		久美浜町野中 81 番地			企画推進課			
京丹後市久美浜果樹センター		久美浜町平田 672 番地			企画推進課			
京丹後市久美浜健康センター		久美浜町浦明 1050 番地			企画推進課			
京丹後市久美浜ぎょそんセンター		久美浜町湊宮 1612 番地の 34			企画推進課			
京丹後市久美浜福祉センター		久美浜町 3137 番地の 3			企画推進課			

4 - 4		指定管理者制度		実施時期				
業 務 名	観光施設等管理運営業務	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度		
					実施			
施設名称		所在地			所管			
京丹後市久美浜町風蘭の館		久美浜町蒲井 518 番地の 1			観光振興課			
京丹後市久美浜町奥山自然たいけん公園		久美浜町二俣 60 番地の 20			観光振興課			
京丹後市道の駅(てんきてんき丹後)		丹後町竹野 313 番地の 1			観光振興課			
京丹後市農林漁業体験実習館・地域休養施設(はしど荘)		丹後町間人 632 番地の 1			観光振興課			
京丹後市郷土文化保存伝習施設(伝習館)		丹後町間人 633 番地の 1			観光振興課			
京丹後市体験農業園地等管理施設(キャンプ場管理棟)		丹後町竹野 280 番地			観光振興課			
京丹後市オートキャンプ場		丹後町竹野 342 番地			観光振興課			
京丹後市多目的広場		丹後町竹野 289 番地			観光振興課			
京丹後市コミュニティプラザ		丹後町間人 1797 番地			観光振興課			
京丹後市ステーキハウス		丹後町碓 1 番地			観光振興課			
京丹後市碓高原管理棟		丹後町三山 47 番地			観光振興課			
京丹後市テニスコート		丹後町三山 707-乙番地			観光振興課			
京丹後市自由広場		丹後町三山 707-丙番地			観光振興課			
京丹後市経ヶ岬コミュニティセンター		丹後町袖志 162 番地の 1			観光振興課			
京丹後市宇川温泉よし野の里		丹後町久僧 1562 番地			観光振興課			

京丹後市海浜植物観察園	丹後町間人 68 番地の 1	観光振興課
京丹後市天女の里交流施設	峰山町鱒留 1642 番地	観光振興課
京丹後市小町公園	大宮町五十河 302 番地	観光振興課
京丹後市網野山村体験交流センター	網野町切畑 1394 番地	観光振興課
京丹後市浅茂川温泉静の里	網野町浅茂川 1449 番地	観光振興課
京丹後市網野温泉プール	網野町浅茂川 1427 番地	観光振興課
京丹後市丹後農村景観活用交流施設	丹後町小脇 419 番地の 2	観光振興課
京丹後市丹後半島森林公園	弥栄町野中 2562 番地	観光振興課
京丹後市スイス村高原休養センター	弥栄町野中 329 番地	観光振興課
京丹後市スイス村体験交流宿泊施設 「風のがっこう京都」	弥栄町野中 329 番地の 1	観光振興課
京丹後市スイス村スキー場	弥栄町野中 328 番地の 1	観光振興課
京丹後市弥栄あしぎぬ温泉	弥栄町木橋 548 番地	観光振興課
京丹後市弥栄あしぎぬ温泉いこいの家	弥栄町木橋 1146 番地	観光振興課
京丹後市弥栄都市農村交流実践施設	弥栄町野中 2380 番地	農業振興課
京丹後市久美浜豪商「稲葉本家」	久美浜町 3102 番地	観光振興課
京丹後市かぶと山虹の家	久美浜町 6 番地	観光振興課

4 - 5	指定管理者制度	実施時期				
業 務 名	社会教育施設管理運営業務	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
		→ 実施				
施設名称		所在地			所管	
京丹後市いさなご工房		峰山町五箇 44 番地の 1			社会教育課	
京丹後市網野教育会館		網野町郷 33 番地			社会教育課	
京丹後市丹後自然体験学習施設		丹後町小脇 33 番地			社会教育課	
京丹後市琴引浜鳴き砂文化館		網野町掛津 56 番地			文化財保護課	

4 - 6	指定管理者制度	実施時期				
業 務 名	公園・スポーツ施設管理運営業務	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
		→ 実施				
施設名称		所在地			所管	
京丹後市峰山途中ヶ丘公園		峰山町長岡 876 番地			都市計画・建築住宅課	
京丹後市峰山総合公園		峰山町荒山 248 番地			都市計画・建築住宅課	
京丹後市離湖公園		網野町小浜 908 番地			都市計画・建築住宅課	

4 - 7	指定管理者制度	実施時期				
業 務 名	産業振興施設管理運営業務	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
			実施			
施 設 名 称		所在地			所管	
京丹後市大宮農産物加工直売施設		大宮町谷内 2349 番地			農業振興課	
京丹後市弥栄果樹園管理棟併用休憩施設		弥栄町木橋 43 番地の 1			農業振興課	
京丹後市峰山林業総合センター		峰山町五箇 44 番地の 1			林業振興課	
京丹後市峰山織物センター		峰山町杉谷 868 番地			商工振興課	
京丹後市大宮織物ホール		大宮町周枳 1 番地			商工振興課	
京丹後市丹後商業活性化センター		丹後町間人 2623 番地			商工振興課	

(5) 直営で管理運営を行う施設であっても、業務委託に取り組むもの

5 - 1	施設管理運営の業務委託	実施時期				
業 務 名	し尿処理施設管理運営業務	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
所 管	生活環境部 環境推進課				順次実施	
業 務 内 容	竹野川衛生センターの管理運営					
計画の概要	現在も一部の業務を民間委託しているが、職員の退職にあたっては、順次業務委託を拡大する。					

5 - 2	施設管理運営の業務委託	実施時期				
業 務 名	斎場管理運営業務	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
所 管	生活環境部 環境推進課					実施
業 務 内 容	竹野川斎場の管理運営					
計画の概要	職員の退職にあたっては、業務委託又は人材派遣により対応する。					

(6) その他、効率的・効果的な業務執行に向けて取り組むもの

6 - 1	その他	実施時期				
業 務 名	ふるさと海づくり大会開催業務	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
所 管	商工観光水産部 水産課		実施			
業 務 内 容	水産イベントの開催					
計画の概要	18年度以降は開催方法を変更、府漁連主催へ移行。					

6 - 2	その他	実施時期				
業 務 名	郵便局窓口での証明書発行業務	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
所 管	総務部 税務課 生活環境部 市民課		実施			
業 務 内 容	郵便局窓口における税証明・住民票の写し等の即時交付					
計画の概要	地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」に基づき、郵便局へ業務を委託する。					

6 - 3	その他	実施時期				
業 務 名	KTR 駅舎管理運營業務	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
所 管	生活環境部 市民課			実施		
業 務 内 容	駅舎 (峰山駅・丹後大宮駅・網野駅・木津温泉駅・丹後神野駅・甲山駅・久美浜駅)の維持管理及び券売業務					
計画の概要	現在は駅舎ごとに業務委託を行っているが、一括して観光協会又は民間法人等へ委託する。					

6 - 4	その他	実施時期				
業 務 名	交通安全啓発業務	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
所 管	生活環境部 市民課			実施		
業 務 内 容	交通安全意識の普及啓発及び交通安全運動等の実施運営					
計画の概要	現在の交通安全指導員制度 (50人)を改正して嘱託による専任制 (1人)とし 交通安全業務全般を対応する。					

(資料)

京丹後市アウトソーシング推進に関する指針

平成 17 年 10 月

第 1 はじめに

本市では、合併前の旧町時代から施設管理業務や定型的・専門的な業務について、それぞれの専門業者等に委託して業務を行い、行政運営の効率化に一定の効果을あげてきた。

しかし、合併を終えた今も、長引く景気低迷や国の三位一体改革の影響を受けて、本市の財政構造はかつてない厳しいものとなっており、人件費の縮減をはじめとする行財政のスリム化が求められている。

また、厳しい景気・雇用情勢を背景に、ワークシェアリングへの関心が高まっている中、雇用創出という観点からも、今後、一層の民間活力活用に向けた取り組みが求められている。

さらに、住民ニーズが多様化、高度化する中で、今後、限られた行政資源を重要な施策に集中配分するためには、公共サービスにおける官と民の役割分担、市民と行政との協働による行政運営が重要になっている。また、近年、PFI や指定管理者制度、地方独立行政法人制度などを活用することにより、これまで行政の責任領域であった分野でも、民間企業やNPO など多様な主体が参加する可能性が拡大してきている。

このような状況を踏まえ、本指針は、京丹後市行財政改革大綱及び推進計画（**集中改革プラン**）に基づき、行政業務のアウトソーシングを推進するための基本的考え方を定めるものである。

第 2 アウトソーシングの推進

1 定義

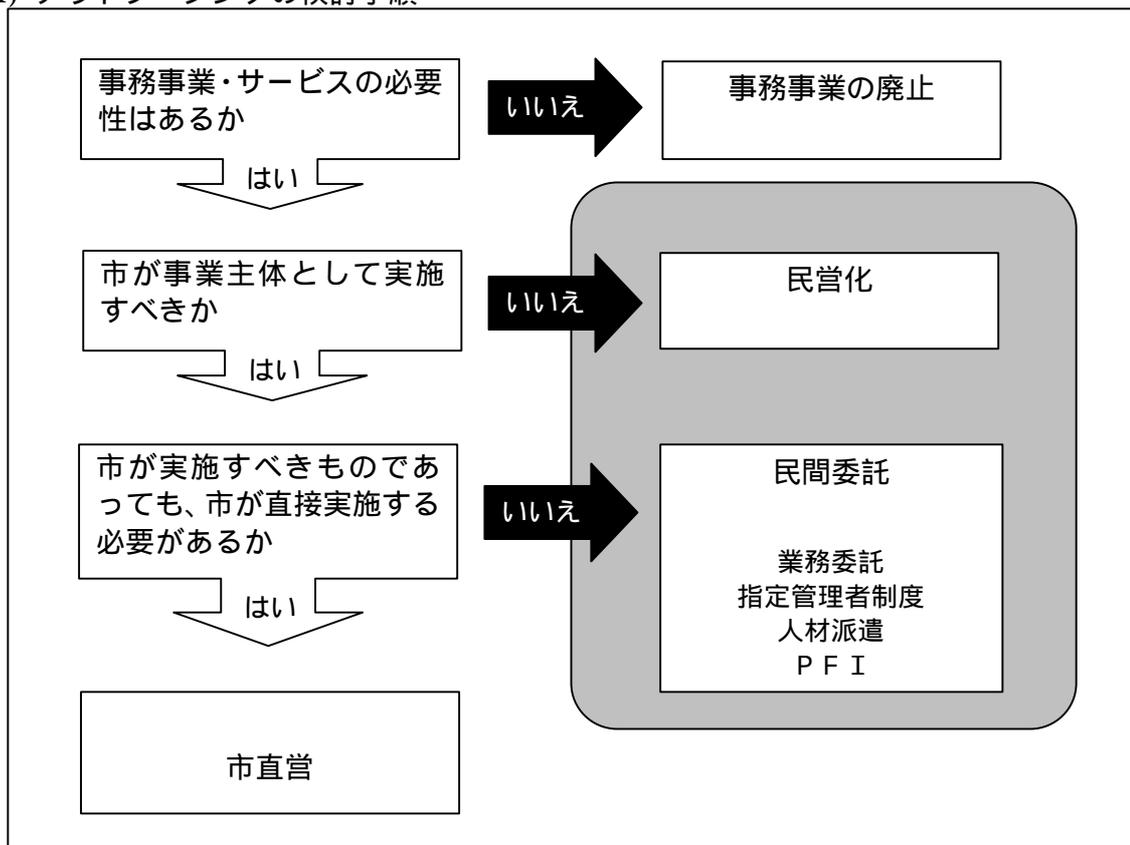
アウトソーシングとは、組織内部で行っている業務で、外部により優れた資源があるならば、外部の資源を活用し、組織内部の資源は最も重要な分野に集中させるという戦略的な経営手法であるが、この指針ではより広義に捉え、民営化、民間委託などにより民間活力の有する専門性や機動性、ノウハウを活用して公共サービスの提供及び行政内部の業務を行うことをいう。

2 基本的考え方

行政業務のアウトソーシングにあたっては、官と民との役割分担を見極める中で、「民間に任せようが効率的・効果的に業務執行ができるものは民間に任せる」ことを基本に、全ての部門において例外なきアウトソーシングを推進する。

具体的な進め方については、まず、事務事業の必要性・実施方法について、社会経済情勢の変化等を踏まえて総点検を行い、事務事業自体の必要性が失われている事務事業は廃止を検討する。次に、事務事業自体については必要性があるものの、市が実施主体として事務事業を継続していく必要性が失われ、又は減少している事務事業については、誰が最も効率的・効果的な実施主体となり得るかという視点からアウトソーシングを検討する。

(1) アウトソーシングの検討手順



(2) アウトソーシング検討の視点

ア コストの縮減

アウトソーシングにより、総体としてコストの縮減ができないか。

イ 市民サービスの向上

多様化、高度化する市民ニーズに対して、最も効率的で質の高いサービスを提供できる主体は誰か。

ウ 雇用の拡大、経済の活性化

アウトソーシングにより、民間企業の活性化、NPOの成長等に結びつき、雇用の拡大及び地域経済の活性化が図られないか。

エ 市民活動及び住民自治活動の促進

アウトソーシングにより、市民団体やNPOとの協働など、市民活動や住民自治活動の充実、強化が図られないか。

3 アウトソーシングの除外業務

市が直接の実施主体となる必要のある事務事業としては、次の要件に該当する事務事業とし、アウトソーシングの対象から除外する。

- (1) 法令上行政職員が直接実施することとされているもの
- (2) 許認可等の公権力の行使に該当するもの

- (3) 政策・施策の企画立案・調整・決定など市自ら判断する必要があるもの
- (4) 公平・公正の確保、個人情報保護のため市が自ら実施すべきもの

4 アウトソーシングの推進管理

(1) 推進計画の策定

アウトソーシングを効果的に実施するため、アウトソーシング推進計画を策定し、全庁的な推進管理の下に計画的に推進する。なお、アウトソーシングは、組織、定員管理、職員採用と連動して効果が発揮できるものであるから、その方針や計画との整合性を確保する。

(2) 推進体制

アウトソーシングの総合的な調整・推進は、市行財政改革推進本部が行う。

また、各部局においては、アウトソーシングを恒常的な業務改善として捉え、毎年度、事務事業評価や予算編成過程等において、別紙1「アウトソーシングに係る事務事業の点検フロー」を参考に点検を行い、その推進に向けた継続的な検討を行う。

スケジュール

	9月	10月	11月	12月	H18.1月
指針策定	—————				
対象業務の選定	—————				
定員管理等との調整		—————			
推進計画(案)パブコメ			—————		
推進計画策定				—————	
推進管理					—————→

第3 民間委託

1 定義

民間委託とは、「地方公共団体が行政責任を果たす上で、必要な監督権などを留保したうえで、その事務を民間企業、外部の団体及び個人などに委託すること」をいう。

2 民間委託の取り組みの方向

別表に掲げる類型別事務事業については、本市において従来から民間委託が実施されているもの及び他の地方自治体で民間委託が実施されている事務事業である。これらの類型に該当する事務事業については、原則として民間委託を進める方向で検討を行い、新たな民間委託や既に実施している委託内容の拡大など一層の推進に努める。

また、次に掲げる視点からの検討をあわせて行うことにより、新たな分野における民

間委託について戦略的に推進する。

(1) 業務プロセス全体の包括的な民間委託

企画から管理運営までを一括して委託することにより、一層効率的・効果的な事業実施ができないか。

(2) 共通・類似事務の集約的な民間委託

複数の共通又は類似の事務事業を集約し、一括して委託することにより、スケールメリットが発揮できないか。

(3) 規制緩和を踏まえた民間委託

現在の法令では民間に委ねることが困難なものであっても、国における制度改革によって可能になることも考えられることから、その動向に留意し検討を行う。

3 民間委託の留意事項

(1) 民間委託を検討する際には、下記の項目につきそれぞれ検証を行う。

ア 市民サービスを低下させることはないか。

イ 各種法令に適合しているか。

ウ 競争性、透明性、公平性を持った契約手続きが行えるか。

エ 将来的にも安定的に業務の遂行が可能で、かつ経費の削減となるか。

オ 責任の所在は明確となるか。

カ 個人情報等に関して情報管理が確実にできるか。

キ 事故発生時など緊急時の対応は可能か。

ク 現在従事している職員を別の分野で活用できるか。

(2) 市が直接実施する場合と委託する場合のコストについて事前に比較を行い、全体として効率性が向上するかどうかを検証する。コスト比較を行うにあたっては、職員の人件費等についてもコストに含めることとする。

(3) 民間委託を推進するとしても、市としての行政責任を果たす必要があることから、契約書又は協定書により、市と受託者の責任範囲を明確にするとともに、業務の実施過程において市の監督権が機能できるよう留意する。

(4) 個人情報や機密性の高い事務事業については、契約書又は協定書により、市と受託者の責任範囲を明確にするとともに、秘密保持を担保する措置を講ずる。

(5) 契約書又は協定書だけでは定めきれないサービス内容の業務を委託する場合は、市と受託者の相互協議にてサービス品質に関する目標数値を設定し、委託後においても随時検証するなどサービスの品質保証に努める。

(6) 委託先が長期固定化することによる弊害を防止するため、コストの妥当性、業務の改善意欲などについて随時検証するとともに、委託後一定期間経過後は、最も効率的・効果的な委託先として適当かどうかを検証するものとし、必要に応じて、競争入札を実施することとする。

4 公の施設に係る指定管理者制度の導入

公の施設の管理運営については、平成15年6月の地方自治法の一部改正により、委託先が公共的団体や出資法人等に限られた管理委託制度から民間事業者をも対象とする指定管理者制度へと移行し、平成18年9月までに指定管理者制度を導入するか、直営とするかのいずれかを選択しなければならない。

移行にあたっては、施設ごとに管理運営について効率化やサービスの向上などの視点からの点検・見直しを行うとともに、民間のノウハウの活用が可能かどうかについて検討を行うなど適切な管理形態を選択し、指定管理者制度で管理運営すべき施設は計画的な移行を進める。

5 人材派遣の活用

人材派遣は、労働者派遣法に基づき労働者派遣事業者から労働者の派遣を受け、市の指揮命令下で業務に従事させることである。補完的な業務のアウトソーシングにあたっては、臨時職員等を直接雇用するより人材派遣を活用するほうがコストを抑えられる可能性もあるので、業務内容やその期間、指揮命令等を勘案して推進する。

6 PFIの活用

PFI事業は、民間の資金、経営ノウハウ及び技術的能力を活用して公共施設等の整備を行うものであり、設計・建設・維持管理・運営を一体的に扱うことによる事業コストの削減や質の高いサービスの提供が期待できる。しかし、PFI事業では従来の行政にはない知識やノウハウを必要とし、また事業メリットを発揮するためには一定以上の事業規模が必要とされていることから、十分に研究を行った上で活用を検討する。

第4 民営化

1 定義

民営化とは、民間が主体となってサービスの提供や事務事業を行う方が望ましいものについて、施設の民間移譲や事務事業の廃止により、そのサービスの提供や事務事業の全部又は一部の業務執行を民間が実施主体として担っていくことをいう。

2 民営化の判断基準

事務事業の点検を行い、次の事項に該当するものは民営化を検討する。

- (1) 事務事業の性質又は法令等の変化により、行政が実施主体となつて行う必要性が失われ、又は減少しているもの。
- (2) 民間によって、同種のサービスが提供されていて、行政が実施主体から撤退しても十分なサービスの量や質が継続して確保されるもの。
- (3) 市場原理、民間の活力等の活用により、効率性とサービスの向上が期待できるもの。
- (4) 事業実施に伴う収入があり、経営努力により採算が見込まれるもの。

3 民営化の留意点

(1) 市民の視点に立った取り組み

民営化の取り組みに当たっては、必要に応じ、市民や利用者等の利害関係者に対する情報の提供、意見徴取など、民営化に対する十分な理解を得るよう努める。

(2) 民営化への段階的移行

民営化を円滑に実施するため、必要に応じ、次の経過的な措置を講ずるなど、民営化への段階的な移行を検討する。

ア 民営化の前段階として、民営化後の実施主体として予定する者に対する民間委託の実施

イ 民営化後の実施主体に対する期間を限った財政その他の支援の実施

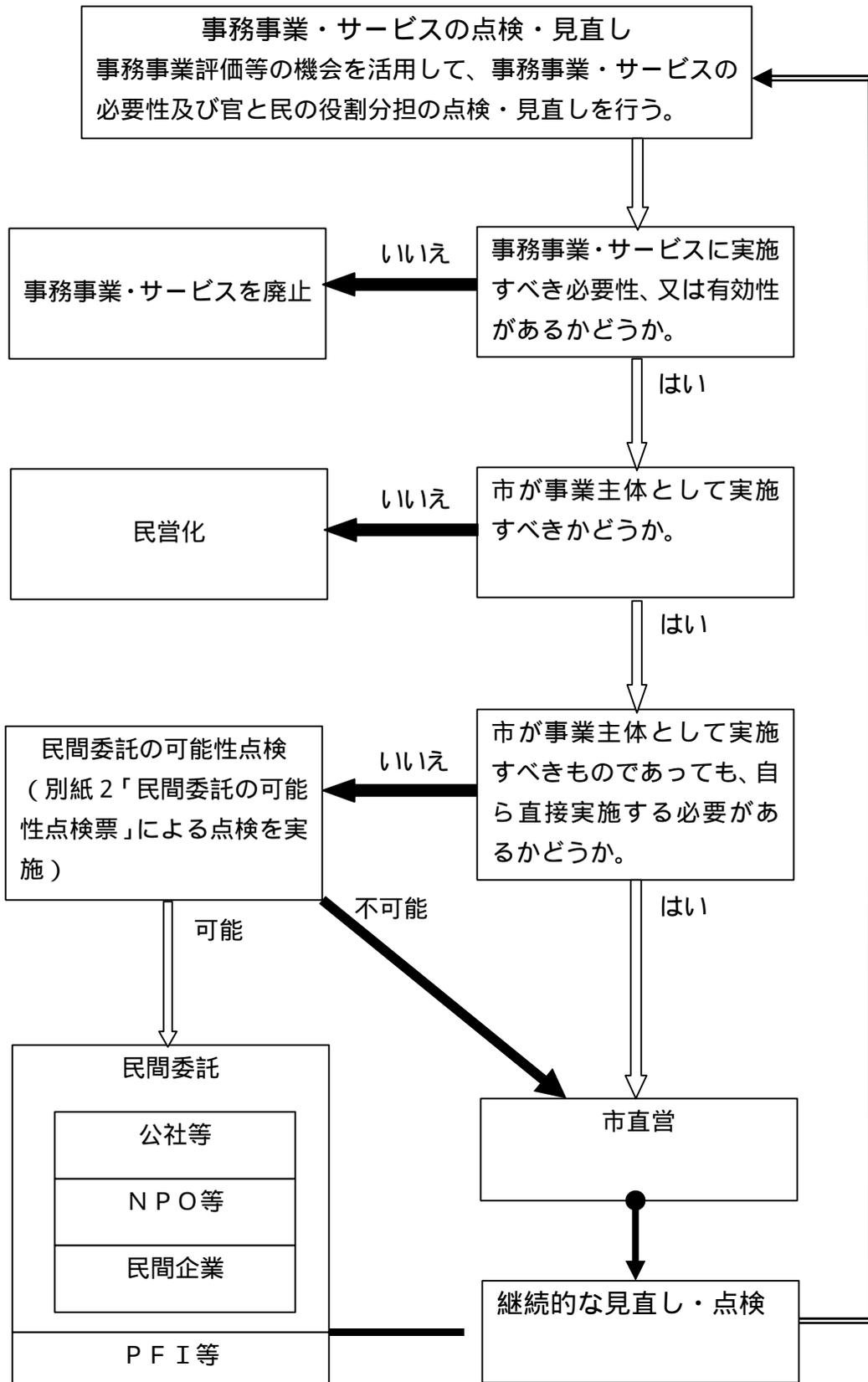
(3) 事前の検証

民営化の検討に当たっては、予想されるサービスの質や量、コスト、受益者負担の程度などについて、市が実施主体として継続する場合との比較検証を行い、また、業務遂行能力、執行体制など実施主体としての的確性についても十分な検討を行う。

【別表】民間委託を検討すべき事務事業の類型

類 型	事務事業の例
1 主に現場で専門化された労務作業を行う業務	施設の清掃・維持管理業務 警備業務 除雪業務 機器保守管理業務 電話交換業務 公用車運転業務 給食調理業務
2 定型化された事務を行う業務	各種統計・調査業務 データ電算入力業務 使用料、手数料の徴収・収納業務 文書收受・発送業務 地図・台帳作成業務
3 一時的に業務が増加、集中するなど 経常的に一定の職員を配置する必要 のない業務	展示会、展覧会の開催業務 定期健康診断業務
4 高度の専門的知識、技術等を要し、 技術革新の進歩が早く、民間の専門的 な知識、技術、設備等の活用が期待で きる業務	設計・測量・調査業務 検査・試験・分析・測定業務 用地買収関連業務 研修会、講習会の企画・運営業務 コンピュータソフト開発、システム開発等の情報 関連業務 広報業務
5 民間の自主性の発揮により弾力的・ 効果的な運営が期待できる業務	会館等公共施設管理運営業務 温泉・観光施設等管理運営業務 庁舎維持管理業務 イベントの企画・運営業務 福祉サービス業務
6 地元の雇用拡大や住民自治振興につ ながる業務	集会施設等管理運営業務

副紙 1】 アウトソーシングに係る事務事業の点検フロー



【別紙 2】

民間委託の可能性点検票

事務事業名			
現在の実施方法		直営	一部委託
民間委託の可否の点検項目	項 目	はい	いいえ
	市民サービスを低下させることはない。		
	各種法令に適合している。		
	競争性、透明性、公平性を持った契約手続きが行える。		
	民間に将来的にも安定した業務遂行能力がある。		
	経費の削減につながる。		
	責任の所在を明確にできる。		
	個人情報等に関して情報管理が確実にできる。		
	事故発生時など緊急時にも対応ができる。		
	現在従事している職員を別の分野で活用できる。		
「はい」に該当する項目が多いほど、民間委託の可能性が高い。			
総合判定		民間委託が可能 民間委託が不可能	
総合判定の理由			

平成 年 月 日

局・部 課 氏 名